

5 ③ 現場確認における感電事故事例

- 自治体による掘り起こし調査のための現場確認で、設置者従業員の感電事故が発生。
- 電気工作物の現場確認を要する場合、必ず電気主任技術者等に連絡し、相談する。

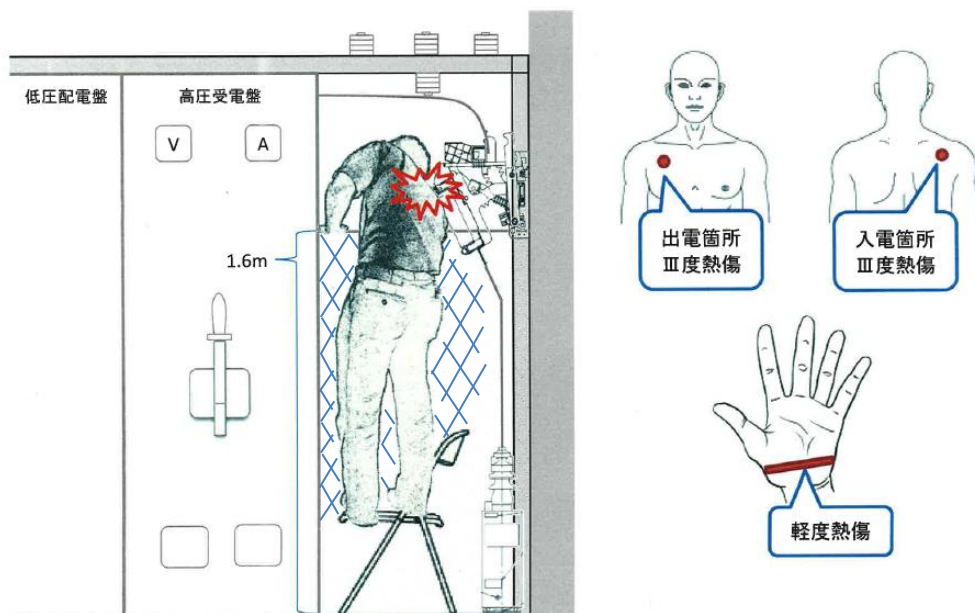
- ✓ 外部委託先と約束した日程より前に、高圧受電設備（電気室）で、一人で**自撮り棒を使ってスマートフォンで写真撮影**を行うとし、パイプいすの上で立ち上がり、1.6m高のフェンス越しに高圧盤の内側に身を乗りだし、**高圧受電設備内の高圧交流負荷開閉器のヒューズ部に右肩が接触**。
- ✓ **電撃傷（右肩、右胸にⅢ度の熱傷）**を負い、**約2週間の入院加療**で、命に別状なし。
- ✓ ただし、**感電では、心肺停止、墜落、深部の火傷、腎不全等で死に至ることもある**。

➤ 感電事故の原因

- ・被害者は、外部委託先と日程を決めていたにもかかわらず、PCB関係業務の社内稟議資料に載せる写真が必要と判断し、一人で事前に作業を行った。
- ・高圧交流負荷開閉器（LBS）のヒューズ部が危険であると感じず、接近し、接触した。

➤ 本件設置者による再発防止対策

- ・高圧受電設備への立入禁止や高圧充電部の危険性について、設置者の従業員向け安全講習を開催し、周知徹底。
- ・フェンス上部の開口部に、「高電圧危険」を表示。
- ・当該設置者が有する他の事業所においても、再発防止対策を水平展開。



5 ④ 現場確認時の安全上の注意

- **設置者は**、電気工作物の現場確認を、必ず電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に依頼して行うこと。
- **電気主任技術者等は**、現場確認について、充電部への接近が必要となる場合には、設置者に対して、現場確認に必要な停電時間を設けるよう指摘すること。
- **設置者は**、電気主任技術者等の指摘に基づく停電時間が必要となる場合には、法令の期限内に、高濃度PCB含有電気工作物の廃止、廃棄、処分委託が完了するよう、操業計画や営業計画に停電時間を組み入れて、現場確認を進めること。
- **電気主任技術者等**やその指示で現場確認を行う**電気取扱者は**、現場確認の作業時は、防護具を着用し、検電を行ってから現場確認を行うよう徹底すること。